

国家工商行政管理总局の有名商品に特有の名称、包装、装飾を模造する
不正競争行為の禁止についての若干の規定

(1995年7月6日国家工商行政管理总局令第33号公布)

第一条 有名商品に特有の名称、包装又は装飾を模造する不正競争行為を制止するために、「中華人民共和国反不正競争法」(以下単に「反不正競争法」という。)の関連規定に基づいて、この規定を制定する。

第二条 知名商品に特有の名称、包装、装飾を模造する不正競争行為とは、「反不正競争法」第五条第(二)号に規定する、無断で他人の有名商品に特有の商品名称、包装若しくは装飾又はそれらに類似するものを使用し、他人の有名商品と混同を生じさせ、購買者に当該有名商品であると誤認させる行為をいう。

前項における「購買者に当該有名商品であると誤認させる」には、購買者に当該有名商品であると誤認させるおそれが十分にある場合が含まれる。

第三条 この規定において有名商品とは、市場において一定の知名度を有し、関連する公衆が知っている商品をいう。

この規定において特有とは、商品名称、包装又は装飾が関連する商品にとって普通に用いられておらず、かつ、顕著な識別的特徴を有することをいう。

この規定において有名商品に特有の名称とは、有名商品が独特に有する、普通名称に対して顕著な識別性を有する商品名称をいう。但し、当該名称が既に商標登録されている場合は、この限りでない。

この規定において包装とは、商品を識別するものであって、携帯、貯蔵及び運輸の便宜のために使用される商品上の補助物及び容器をいう。

この規定において装飾とは、商品の識別及び美化のために商品又はその包装上に付加される文字、図案、色彩及びそれらの配列組合をいう。

第四条 商品の名称、包装又は装飾が他人によって無断で同一又は類似の使用をされることにより、購買者に誤認を与えるおそれが十分にあるときは、当該商品は有名商品と認定することができる。

特有の商品名称、包装及び装飾は、先使用の原則に従って認定しなければならない。

第五条 有名商品と類似の名称、包装又は装飾の使用に対しては、主要部分及び全体の印象の類似に基づいて、一般の購買者が通常の注意力を払って誤認を生ずるか等を総合的に判断して認定する。

一般の購買者が既に誤認又は混同を生じているときは、類似していると認定することができる。

第六条 県級以上の工商行政管理機関が有名商品に特有の名称、包装又は装飾の模造の不正競争行為を監督し、検査する際には、有名商品に特有の名称、包装又は装飾について併せて認定をする。

第七条 経営者がこの規定第二条に掲げる行為をしたときは、県級以上の工商行政管理機

関は「反不正競争法」第二十一条第二項の規定に従って、その者に対して処罰を行うことができる。

第八条 経営者がこの規定第二条に掲げる行為をしたときは、工商行政管理機関は、前条の規定によって処罰をする以外に、侵害物品に対して次の通り処理することができる。

(一) 未使用の権利侵害に係る包装及び装飾を接收し、かつ、廃棄し、又は権利者に廃棄するよう命じ、かつ、監督する。

(二) 権利者に現存する商品上の権利侵害に係る名称、包装及び装飾を除去するように命じ、かつ、監督する。

(三) 専ら権利侵害に係る商品の包装及び装飾に直接的に用いる金型、印刷版及びその他の犯罪行為に供する道具を接收する。

(四) 前三号の措置を採用しても権利侵害行為を制止するのに十分でないとき、又は権利侵害に係る商品の名称、包装及び装飾を商品と分離することが困難であるときは、権利者に権利侵害物品を廃棄するよう命じ、かつ、監督する。

第九条 有名商品に特有の名称、包装又は装飾を模造したものであることを明らかに知っており、又は知っていたはずである商品を販売したときは、この規定の第七条及び第八条の規定に照らして処罰を与える。

第十条 有名商品の経営者が既に特許を取得している有名商品に特有の包装又は装飾が模造されたときは、工商行政管理機関は「反不正競争防止法」及びこの規定に基づいて侵害者に処罰を与える。

第十一条 この規定は、公布の日から施行する。